



# JUトレード 利用細則

# JUトレード利用細則

## 第1章 総 則

### 第1条 目的と定義

- 1 この利用細則は、JUトレード運営規程（以下、「運営規程」という）第~~1-9-2~~3条に基づき、JUトレード会員およびJUナビ会員（以下、両者を合わせて指称する時は単に「会員」という）によるJUトレードの利用上の細目を定めることを目的とする。
- 2 この利用細則の用語の意義は、運営規程で定義されたものと同一とする。

### 第2条 JUトレード会員の入会条件と入会手続

- 1 JUトレード会員となろうとする者は次の条件に適合しなければならない。
  - ① JU中販連が提携する損害保険会社の紹介会員もしくは提携団体などに所属していること。
  - ② その他、JUCが別途定める入会条件に適合していること。
- 2 JUトレードへの入会手続は、JUCに対しJUトレード参加申込書兼誓約書（以下、「申込書等」という）を提出し、JUCがこれを受理、承認することにより完了する。

### 第3条 会員IDおよびパスワードの管理

- 1 JUCは、JUトレードへの加入を承認した会員に対し、本人に交付する方法で、会員IDおよびパスワードを付与する。
- 2 JUトレード会員は、JUCから付与された会員IDおよびパスワードを他に漏洩してはならない。
- 3 JUCは、JUトレード会員の手元から会員IDおよびパスワードが漏洩したことによる（理由の如何を問わない）被害に対し一切責任を負わない。
- 4 JUCは、JUトレード会員が会員資格を喪失したときは、当該会員に通知することなく直ちに会員IDおよびパスワードの登録を抹消する方法でJUトレードへの参加を停止することができる。

## 第2章 利用料金・出品成約料・落札料・会費

### 第4条 JUリアルの利用料金と落札料

- 1 ~~JUトレード~~会員は、JUリアルで車両を落札したときは、JUCに対し、次のよ

うにして落札料および陸送手配・物品販売等の代金を支払わなくてはならない。

① 落札料：

車両を落札した場合に支払うものとし、JUCが落札車両代金等とともに落札者に請求し、回収する。

② JUC指定業者による陸送手配・物品販売：

上記①と同様の方法により落札者に請求し、回収する。

2 前項の落札料の額は、落札1台につき16,500円（一部除く・消費税別）とする。

ただし、JUナビ会員が落札した場合の落札料の額は、落札1台につき15,000円、またJU会場については13,800円（一部除く・消費税別）とする。

## 第5条 JU入札の利用料金と落札料

1 ~~JUトレード~~会員は、JU入札で車両を落札したときは、JUCに対し、次のようにして入札料、落札料および陸送手配・物品販売等の代金を支払わなくてはならない。

① 入札料：

入札する出品車両1台ごとに支払を要するものとし、入札を取り消した場合でも支払を免除されない。ただし、出品情報が訂正されてシステム上で入札が取り消されたときは、入札料の支払は免除される。

入札料の支払は、JUCが落札車両代金等とともに落札者に請求し、回収する。

② 落札料：

車両を落札した場合に支払うものとし、JUCが落札車両代金等とともに落札者に請求し、回収する。

③ JUC指定業者による陸送手配・物品販売：

上記①②と同様の方法により落札者に請求し、回収する。

2 前項の入札料および落札料の額は次のとおりとする。

手数料の種類	金額
入札料	400円/台（消費税込）
落札料	16,500円/台（一部除く・消費税別）

ただし、JUナビ会員が落札した場合の落札料の額は、落札1台につき15,000円、またJU会場については13,800円（一部除く・消費税別）とする。

## 第6条 即落サポートの落札料等

1 ~~JUトレード~~会員は、即落サポートによって車両を落札したときは、JUCに対し、第4条1項①②と同様の方法により落札料および陸送手配・物品販売等の代金を支払わなくてはならない。

2 前項の落札料の額は、落札1台につき16,500円（一部除く・消費税別）とする。

ただし、JUナビ会員が落札した場合の落札料の額は、落札1台につき15,000円、またJU会場については13,800円（一部除く・消費税別）とする。

## 第7条 J Uテントリの出品成約料・落札料等

- 1 J Uトレード会員は、J Uテントリによって車両を落札したときは、J U Cに対し、第4条1項①②と同様の方法により落札料および陸送手配・物品販売等の代金を支払わなくてはならない。
- 2 前項の落札料の額は、落札1台につき16,500円（他社共有在庫は除く・消費税別）とする。  
ただし、J Uナビ会員が落札した場合の落札料の額は、落札1台につき15,000円（他共有在庫除く・消費税別）とする。
- 3 会員は、J Uテントリにおいて出品成約したときは、J U Cに対し、成約料として1台につき15,000円（消費税別）を支払わなくてはならない。
- 4 出品者の責に帰すべき解約となったときは、ペナルティー50,000円+成約料+落札料+J U Cが認める諸経費を、出品者が支払わなくてはならない。
- 5 J U Cの理由による解約の場合は、原則として、J U Cからの解約料支払いはない。

## 第8条 落札者の責に帰すべき解約の場合

J Uトレード会員は、車両の落札が自己の責に帰すべき事由によって解約となったときは、J U Cに対して次の区分に従って解約料などを支払わなくてはならない。

- 1 J Uリアル、J U入札、即落サポート（J Uオークション会場）：  
1台につきペナルティー50,000円+当該会場の出品料・成約料+J Uトレード落札料の相当額の解約料。なお、ペナルティー金額については、落札金額が500万円以上1000万円未満の場合10万円とし、落札金額が1000万円以上の場合は15万円とする。
- 2 J Uリアル、J U入札、即落サポート（J Uオークション以外の会場）：  
当該会場のペナルティー+当該会場の出品料・成約料+J Uトレード落札料の相当額の解約料。
- 3 J Uテントリ：  
1台につきペナルティー50,000円+成約料+落札料+J U Cが認める諸経費。ペナルティー金額については、落札金額が500万円以上1000万円未満の場合10万円とし、落札金額が1000万円以上の場合は15万円とする。

## 第9条 オークション代行出品と出品料・成約料等

- 1 会員はオークション代行出品をする場合は次の各号を順守するものとする。
  - ① 出品するオートオークション会場の規約、規定等を十分に理解し出品する。
  - ② 出品車両は出品オートオークション会場の出品車両基準を満たしている。
  - ③ 出品した車両の登録情報は、会員の責任においてセリ前に確認する。
  - ④ 出品した車両のセリ結果は、J Uナビ&トレードにて最終確認をする。
  - ⑤ 成約した車両の譲渡書類一式を、オークション代行出品規定に従いJ U Cへ提出す

る。

⑥ 成約車両に対してのクレームがおきた場合は、建設的かつ円満に解決し、処理が難航した場合は、オートオークション会場の裁定に従うものとする。

⑦ 譲渡書類に関しては、出品したオートオークション会場の規約、規定に従うものとする。

⑧ 自動車税相当額の返金に関しては、出品したオートオークション会場の規約、規定に従うものとする。

2 会員は参加会場が運営するオートオークションに車両を出品したときは出品料およびその他費用、成約をしたときは成約料をJUCに対し、支払わなくてはならない。ただし、成約をした場合は、成約代金から出品料、成約料、その他費用等を差し引いてJUCより会員へ支払うものとする。

3 前項の出品料の額は、出品1台につき10,000円（一部除く・消費税別）、成約料の額は成約1台につき15,000円（一部除く・消費税別）とする。

#### 第10条 利用料金・落札料等の支払期限

1 JUトレード会員は、落札日または解約日（初日を参入する）から5日以内に、第4条から第8.9条の落札代金等をJUCに対して支払わなくてはならない。

2 本条1項の期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を参入する。かつ、最終日がそれらの日または金融機関の休日に当たるときは、その前の営業日を最終期限とする。ただし、本条1項の落札日または解約日が水曜日および木曜日の場合においては、最終日が日曜日および祝祭日、または金融機関の休日に当たるとき、その後の営業日を最終期限とする。

3 JUトレード会員は、JUCが参加会場に対して落札代金等を支払っていないことを理由に前項の支払を拒み、もしくは遅延させることができない。

#### 第11条 額の改定

JUCは、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めるときは、中商連理事長の承認を得たうえで、第4条から第8.9条までの落札料、解約料等の額を適宜改定することができる。

### 第3章 落札車の名義変更等通知

#### 第12条 落札車の名義変更等の通知期限

1 JUトレード会員は、JUトレードによって車両を落札したときは、落札日の翌月末日前営業日までに、名義変更等の通知をJUCに実施しなければならない。ただし、落札車の名義変更等の通知について当該会場が別に認めた期限があるときは、その期

限を優先する。ただし、抹消登録をしたときは抹消日から3日以内に提出する。

- 2 前項に掲げる登録完了証明書とは、陸運支局が発行した車検証（電子の場合は自動車検査証記録事項も添付）・抹消謄本・現在登録証明書のいずれかの写しとする。なお、同証明書の提出については、J Uトレード会員が証明しなくてはならない。

## 第4章 その他

### 第13条 改正

JUCは、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めたときは、中商連理事長の承認を得たうえで、この利用細則を適宜改正できるものとし、改正をしたときは速やかにその内容を会員に通知する。

### 第14条 附則

この利用細則は、平成25年6月1日から施行する。

平成25年10月7日 一部改正

平成27年5月8日 一部改正

平成29年1月16日 一部改正

令和2年10月5日 一部改正

令和6年9月1日 一部改正

令和7年4月1日 一部改正

令和8年4月1日 一部改正

以上